

## 但馬サッカー協会規約

- 第1条 (名称) 本会は但馬サッカー協会と称する。
- 第2条 (目的) 本会はサッカーの健全な普及、発展を計り、サッカーを通じて品性を培い、青少年の健全育成に努める。
- 第3条 (組織) 本会は、本会に加入を希望するチーム、チーム連合体で組織する。
- 第4条 (他団体との関係) 本会は兵庫県サッカー協会に加盟する。  
また、但馬体育協会に加わる。
- 第5条 (事務局) 本会の事務局を事務局長宅に置く。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。  
1. 会長1名 2. 理事長1名 3. 理事若干名  
4. 監事2名以内 5. 事務局長1名 6. 各種委員会委員長  
このほかに必要ある時は、名誉会長、顧問、参与、副会長、副理事長を置くことができる。
- 第7条 (評議委員) 評議委員は本会に加盟する各チームから各1名選される。
- 第8条 (任務) 1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。  
2. 理事は理事会を構成し、理事長の下に評議員会の決定を推進する。  
3. 監事は会計監査を行う。  
4. 事務局は評議員会、理事会の決定により事務を掌る。
- 第9条 (任期) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第10条 (評議員会) 評議員会は本会の最高意思決定機関で、会長が召集し、年1回以上開き、下記の事項を審議、決定する。  
1. 役員選出 2. 予算及び決算 3. 規約の改廃  
4. その他必要事項。
- 第11条 (評議員会の成立) 評議員会は委員の2分の1以上の出席で成立する。  
委任状の提出も出席とみなされ、議決権を行使できる。  
議決には出席委員の2分の1以上の賛成を必要とする。
- 第12条 (理事会) 理事会は会長が招集し、評議員会の決定に基づき本会を運営する。  
また、評議員会から次の評議員会の間における本会最高の決定機関である。
- 第13条 (委員会) 本会に次の委員会を置き、委員長、副委員長は理事となる。  
1. 技術委員会 2. 審判委員会  
3. 規律・フェアプレー委員会 4. 第1種委員会  
5. 第2種委員会 6. 第3種委員会 7. 第4種委員会  
8. フットサル委員会
- 第14条 (会計) 本会は下記の収入により運営する。  
1. 加盟費 2. 補助金 3. 寄付金 4. その他
- 第15条 (付則) 本規約は昭和54年4月1日より施行する。  
昭和62年3月15日・平成10年3月14日一部改正